

## 青森県林業事業体改善計画認定要領

平成10年3月25日制定  
平成11年2月9日一部改正  
平成13年8月1日一部改正  
平成17年4月15日一部改正  
平成18年7月13日一部改正  
平成19年12月7日一部改正  
平成20年3月24日一部改正  
平成23年6月17日一部改正  
平成26年6月30日一部改正  
令和3年11月1日一部改正

### (趣旨)

第1 県は、林業労働者の雇用条件及び労働条件等の改善並びに新規参入者の確保の促進を図るため、森林組合及び林業事業主（以下「事業主等」という。）が、「労働環境改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の合理化を一体的に図るために必要な措置（以下「改善措置」という。）についての計画」（以下「改善計画」という。）の認定を行うに当たり必要な手続き等について定めるものとする。

### (改善計画の認定)

第2 改善計画の認定に当たっては、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年5月24日法律第45号）、林業労働力の確保の促進に関する法律の施行について（平成8年5月24日8林野組第120号、労働省発職141号農林水産事務次官、労働事務次官通知）及び林業労働力の確保の促進に関する法律の運用について（平成8年5月24日8林野組第121号、労働省発職370号林野庁長官、労働省職業安定局長通知）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 知事は、申請に係る改善計画が関係法令及び青森県林業労働力の確保の促進に関する基本計画の趣旨に適合しており、かつ内容が適当であると認めたときは、該当改善計画を認定するものとする。

### (改善計画の種類)

第3 改善計画の種類は、次のとおりとする。

- (1) 単独の事業主等が作成する改善計画
- (2) 複数の事業主等が共同して作成する改善計画
- (3) 単独の事業主等と林業労働力確保支援センターが共同して作成する改善計画
- (4) 複数の事業主等と林業労働力確保支援センターが共同して作成する改善計画

(改善計画の作成)

第4 改善計画は、第3に掲げる種類に応じ、第3第1号に掲げる者にとっては、様式1及び様式2に、第3第2号から第4号に掲げる者にとっては様式3及び様式4に必要な事項を記載して作成するものとする。

(認定の申請)

第5 改善計画の認定を受けようとする事業主等は、計画を作成したときは、本拠地の存在する地域を管轄する地域県民局地域農林水産部を經由し、正本1部副本1部に所定の添付書類を添えて県に提出するものとする。

2 添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 登記事項証明書又は住民票
- (2) 納税証明書（国税・県税・市町村税）
- (3) 貸借対照表（最近3カ年分）
- (4) 損益計算書（最近3カ年分）
- (5) 雇用に関する文書がある場合はその文書
- (6) 就業規則を制定している場合はその就業規則
- (7) 社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
- (8) 無災害の達成状況を記載する場合によっては、無災害記録証の写し

3 本拠地が青森県以外に存在し、事業所を本県におく事業主にとっては、その事業所の存在する地域を管轄する地域県民局地域農林水産部を經由して県に提出するものとする。

(改善計画の期間)

第6 改善計画の期間は、認定を受けた日から5年間とする。

(改善計画の認定基準)

第7 改善計画の認定基準は、別表のとおりとする。

(認定の通知及び報告)

第8 知事は、改善計画を認定したときは、申請者に対し、認定証（様式5）を交付するものとし、改善計画認定通知書（様式6）により通知するものとする。

2 県は、改善計画の認定をしたときは、その都度、改善計画認定通知書（様式7）により林業労働力確保支援センター（以下「支援センター」という。）及び該当認定に係る事業主等の本拠地又は事業所の存在する地域を所管する森林管理局に対しその旨を通知するものとする。

(改善計画の変更)

- 第9 認定を受けた改善計画の変更をしようとする事業主は、改善計画認定変更申請書(様式8)により申請するものとする。
- 2 変更の内容が軽微なものにあつては、改善計画変更届出書(様式9)により届け出るものとする。
- 3 変更申請の手続は、第5の規定を準用する。
- 4 知事は、改善計画の変更認定をしたときは、申請者に対し改善計画変更認定通知書(様式10)により通知するとともに、改善計画変更認定通知書(様式11)により支援センター及び該当認定に係る事業主等の本拠地又は事業所の存在する地域を所管する森林管理局に対しその旨を通知するものとする。

(改善計画の取消し)

- 第10 知事は、認定を受けた改善計画の実施に著しい支障が生じ、当該改善計画を遂行する見込みがなくなつたと認められるとき、又は当該改善計画が法令及び認定基準を満たさなくなつたと認められるときは、当該改善計画の認定を取り消すことができるものとする。
- 2 知事は、認定を受けた改善計画を取り消したときは、当該改善計画に係る事業主等に対し、改善計画認定取消通知書(様式12)により通知するとともに、改善計画認定取消通知書(様式13)により支援センター及び当該認定に係る事業主等の本拠地又は事業所の存在する地域を所管する森林管理局に対しその旨を通知するものとする。

(改善措置の実施状況等報告)

- 第11 改善計画の認定を受けた事業主等は、毎事業年度の改善措置の実施状況について、改善措置実施状況報告(様式14)を支援センターに提出するものとする。
- 2 改善計画の認定を受けた事業主等は、改善計画の実施期間が終了したときは、改善措置実施結果報告(様式15)を支援センターに提出するものとする。
- 3 支援センターは、提出を受けた改善措置実施結果報告及び改善措置実施状況報告を取りまとめて知事に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成10年3月25日から施行する。